

令和7年小野町議会定例会6月会議

議事日程（第1号）

令和7年6月11日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第31号 小野町税条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑以下日程第5まで同じ〕
- 日程第 5 議案第32号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第33号 美売・坪毛線道路新設工事（1工区）請負契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決以下日程第9まで同じ〕
- 日程第 7 議案第34号 美売・坪毛線道路新設工事（2工区）請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第35号 小野町交流・定住支援館解体工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第36号 小野町役場新庁舎敷地造成工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第37号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第1号）
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第11 議案の委員会付託
- 日程第12 請願・陳情の委員会付託
- 日程第13 報告第 1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 日程第14 報告第 2号 令和6年度小野町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第15 報告第 3号 令和6年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	古 崎 泰 介 君	2番	橋 本 善 雄 君
3番	國 分 順 一 君	4番	羽 生 洋 市 君
5番	會 田 百 合 子 君	6番	緑 川 久 子 君
7番	先 崎 勝 馬 君	8番	竹 川 里 志 君
9番	宗 像 芳 男 君	10番	水 野 正 廣 君
11番	中 野 孝 一 君	12番	田 村 弘 文 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	村 上 昭 正 君	教 育 長	有 賀 仁 一 君
総務課長兼 デジタル 推進室長	先 崎 秀 一 君	企画政策課長兼 まちづくり 推進室長	折 笠 顕 一 君
町民生活課長	矢 吹 昌 之 君	健康福祉課長	佐 藤 金 哉 君
子育て支援課長	吉 田 隆 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	西 牧 英 一 君
地域整備課長兼 新庁舎整備室長	矢 吹 浩 司 君	教 育 課 長	赤 坂 泰 秀 君
会計管理者 兼出納室長 兼税務課長	味 原 廣 一 君	代表監査委員	佐 久 間 金 治 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	郡 司 治 子	書 記	鈴 木 健 之
書 記	吉 田 浩 太 朗	書 記	国 分 勝 理

開議 午前10時04分

◎開議の宣告

- 議長（田村弘文君） ただいまから令和7年小野町議会定例会6月会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
8番 竹川里志 議員
9番 宗像芳男 議員
を指名します。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（田村弘文君） 日程第2、定例会6月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
8番、竹川里志議会運営委員長。

[議会運営委員会委員長 竹川里志君登壇]

- 議会運営委員会委員長（竹川里志君） 去る6月3日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和7年小野町議会定例会6月会議の会議日程については、6月11日から6月16日までの6日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第37号については起立採決とし、議案第31号から議案第36号までについては簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第33号から議案第36号については、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

次に、一般質問につきましては、12日、13日の午後6時から2日間にわたり、通告の順序により、12日に4名、13日に3名の計7名が行います。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第1号から陳情第2号まで及び陳情第4号から陳情第5号までについては、総務文教常任委員会に付託し、審査することとし、陳情第3号については、厚生産業常任委員会に付託し、審査することと決定いたしました。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会6月会議の日程は、本日から6月16日までの6日間を目的に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第37号については起立採決とし、議案第31号から議案第36号までの6議案については簡易採決により行うことといたします。

なお、議案第33号から議案第36号については、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

次に、一般質問については、12日、13日の午後6時より2日間にわたり、通告の順序により、12日に4名、13日に3名の計7名の議員が一般質問を行います。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第1号から陳情第2号まで及び陳情第4号から陳情第5号については、総務文教常任委員会に付託し、審査することとし、陳情第3号については、厚生産業常任委員会に付託し、審査することと決定いたしました。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いします。

定例会6月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した請願・陳情は5件であります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第31号～議案第32号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第31号 小野町税条例の一部を改正する条例についてから日程第5、議案第32号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで、2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

[議会議務局長朗読]

◎議案第31号～議案第32号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） おはようございます。

令和7年小野町議会定例会6月会議が開催されるに当たり、議員の皆様には、時節柄何かとご多用の中、ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます案件は、条例改正案件2件、契約締結案件4件、補正予算案件1件並びに報告案件3件を合わせた10案件となっております。

以下、その概要につきましてご説明申し上げますが、それに先立ちまして、町政執行に係る所信の一端を申し述べさせていただきます。

初めに、小野町70周年記念事業につきましては、11月23日の記念式典・講演会開催に向けて準備を行っているところであります。

年間を通して開催する記念事業としましては、町民の皆様の健康保持・増進を図るため、楽しくウォーキングに取り組んでいただけるよう、スマートフォンのアプリを活用したデジタル健康ポイント事業を今月から開始したところであります。事業としては、町が設定した目標歩数を達成された方や町が主催する健康づくり事業等に参加された方に、アプリ内でポイントを付与し、ポイントを集めた方に商品券等を配付することとしております。

また、今月14日には、陸上自衛隊第6音楽隊演奏会を開催し、演奏を広く町民の皆様に鑑賞していただき、音楽のすばらしさを感じていただきたいと思います。

次に、役場新庁舎建設の進捗状況につきましては、昨年度に引き続き、建築基本・実施設計委託業務を実施しており、受注している福島県建築設計協同組合において、現在、機能性や経済性等に配慮した建物の構造や

平面計画についての素案を作成しているところであります。今月末には、新庁舎における窓口や町民ホールなどの共用部分の活用方法についてのワークショップを行う予定であり、引き続き町民の皆様へ広報等による周知を図りながら、ご意見をお聞きする機会を設けながら、事業を進めてまいります。

なお、新庁舎建設に向けて、敷地造成や小野町交流・定住支援館の解体、周辺道路整備工事を行う予定としており、契約に係る議案につきましては、本定例会に上程させていただいているところであります。

次に、町政懇談会につきましては、先月の21日より各行政区において開催しているところであり、新庁舎整備計画の概要や地域づくり協議会などの設立の必要性などについて説明を行い、出席者の方々から様々なご意見をいただいているところであり、今後の町政運営に役立ててまいりたいと考えております。

次に、デジタル推進事業についてであります。パソコンやスマートフォンの使い方などデジタル技術に関する幅広い相談に対応するため、デジタル相談窓口を今月から開設したところであります。事前予約制で、毎週火曜日と金曜日に相談を受け付けることとしております。

次に、防災対策事業についてであります。先進的な防災への取組を支援する新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定を受けて、非常時の避難所等における生活環境改善のために必要となる簡易パーテーションやベッドなどの消耗品のほか、移動式冷風機や非常時に電源設備として利用可能な電気自動車の購入を予定しており、入札に向けた準備を行っているところであります。

次に、児童館キラッと☆おのの運営状況についてであります。4月7日から受入れを行っている放課後児童クラブの利用者が延べ2,110人、一時預かりが延べ43人で、一般来館者数は6月7日現在で、子供512人、大人256人の合計768人となっているところであります。また、今月から月1回であります。社会福祉協議会との共催により、こども食堂を実施する予定であります。

次に、商工関係事業についてであります。地域における個人消費の喚起、消費者の生活支援と消費購買力の高揚、更に、物価高騰の影響を受けている町内事業者の売上げ向上を図るため、8月にプレミアム率を30%とした小桜ちゃんプレミアム付商品券の販売を予定しております。より多くの方々が購入できるよう、また販売日当日の混雑緩和のため、事前申込通知を送付し、購入希望数の取りまとめを行うこととしております。申込数が販売冊数の7,000冊を超えた場合は、購入希望冊数が多い申込者に対し調整を行った上で、全申込者の購入引換え券を郵送することとしております。

次に、農業関係でございますが、水稻につきましては、天候にも恵まれ、無事に田植が行われ、安堵しているところであります。昨年に比べ、水稻全体で作付面積は減少したものの、主食用の作付面積は5.9%増加していることから、水稻病虫害防除への助成などを行い、秋の収穫まで各種支援を進めてまいります。また、米価高騰対策につきましては、国の政策などを注視しながら、適切に対応していく考えであります。

次に、沖縄県石垣市との交流についてであります。昨年度に引き続き、今月28日に、小野町活性団の主催により、八重山祭 i n 小野町が開催されることになっております。町としては、イベントの後援を行うとともに、民間レベルでの交流が促進されるよう支援しているところであります。

なお、同日、石垣市の特産品であるパイナップルやマンゴーの販売を予定しており、イベントに向けて準備を進めているとお聞きしております。

次に、空き家対策総合支援事業についてであります。空き家対策を総合的かつ計画的に実施するため、7

月頃の設置を目指して、空き家対策協議会の組織づくりに取り組んでいるところであります。また、空き家の解体や改修に要する費用の一部を補助する事業も予定しているところであります。

次に、多文化共生のまちづくりについてであります。地域おこし協力隊員が講師となり、今年29日にベトナム料理教室を開催するほか、今月から、地域日本語教室と、地域に住む在住外国人を対象にした何でも話ができるカフェを交互に開催することとしております。今後は、毎週土曜日に、在住外国人へ向けた様々な事業を実施していく考えであり、地域の方々にも積極的にご参加いただけるよう努めてまいります。

以上、今年度の主要な事業等の状況をご報告いたします。

今後も、小野町総合計画で掲げる将来像の実現に向けて、様々な政策を展開し、町民の皆様と共に変化に合わせた持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続き議員各位のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会6月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明いたします。

議案第31号から議案第32号までの条例の一部改正案件2案件につきましてご説明いたします。

初めに、議案第31号 小野町税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法等の一部改正により、町税に係る関係規定の整備等を行うため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、1つ目に、税の賦課・還付に係る書類の公示送達について、これまで町掲示板にて行っていましたが、公示事項をインターネットで閲覧できる状態にさせ、あわせて、公示事項を記載された書面を町掲示板にて掲示または町の事務所に設置したパソコン等の電子計算機の映像にて閲覧して行うことができるよう、規定を整備するものであります。

2つ目に、町民税の特定親族特別控除制度が創設され、令和8年度分の個人住民税から適用されるため、個人住民税の申告に係る規定を整備するものであります。

3つ目に、地方たばこ税において、葉たばこの含有量の少ない加熱式たばこと紙巻きたばこの税負担差を解消するため、加熱式たばこの税負担を紙巻きたばこと同水準に調整するため、規定を整備するものであります。

この条例につきましては、令和8年1月1日から施行するものであります。ただし、新条例附則第16条の2の2及び附則第4条の規定については令和8年4月1日、第18条及び第18条の3の改正規定並びに附則第2条の規定については、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行日とするものであります。

次に、議案第32号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和7年度の税制改正の大綱を受け、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、同様の措置を講じるものであります。

この条例については、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第31号から議案第32号までの条例の一部改正案件2案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第31号～議案第32号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第31号 小野町税条例の一部を改正する条例についてから議案第32号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの2議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第31号から議案第32号までの2議案について質疑を終わります。

◎議案第33号～議案第36号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第6、議案第33号 美売・坪毛線道路新設工事（1工区）請負契約の締結についてから日程第9、議案第36号 小野町役場新庁舎敷地造成工事請負契約の締結についてまでの4議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第33号～議案第36号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第33号から議案第36号までの契約締結案件4案件につきましてご説明いたします。

初めに、議案第33号 美売・坪毛線道路新設工事（1工区）請負契約の締結についてであります。本案は、美売・坪毛線道路新設工事（1工区）につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により町内業者8社を指名し、5月28日に入札を執行した結果、1億2,925万円で、小野町大字小野新町字品ノ木

98番地、株式会社高橋建設が落札したものであります。

なお、本案及びこれからご説明いたします議案第34号から議案第36号までにつきましては、予定価格が5,000万円以上であることから、契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、施工延長374.9メートル、施工幅員7メートルで、道路施工に係る掘削工、植生工、U型側溝布設、下層路盤工を行うものであり、施工場所については、小野新町字美売地内ほかであります。工期につきましては、令和8年3月13日までとするものであります。

次に、議案第34号 美売・坪毛線道路新設工事（2工区）請負契約の締結についてであります。本案は、美売・坪毛線道路新設工事（2工区）につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により町内業者8社を指名し、5月28日に入札を執行した結果、6,930万円で、小野町大字小野新町字宿ノ後15番地、株式会社吉田土建が落札したものであります。

工事の概要につきましては、施工延長は、1か所目が国道交差部で200メートル、2か所目が歩道整備部で30メートル、道路施工に係る路面切削工、オーバーレイ工、薄層カラー舗装工、歩道舗装工を行うものであり、施工場所については、小戸神字坪毛地内ほかであります。工期につきましては、令和7年12月12日までとするものであります。

次に、議案第35号 小野町交流・定住支援館解体工事請負契約の締結についてであります。本案は、小野町交流・定住支援館解体工事につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により町内業者6社を指名し、5月28日に入札を執行した結果、7,238万円で、小野町大字小野新町字団子田74番地1、飯岡工業株式会社が落札したものであります。

工事の概要につきましては、RC造4階建て、延べ床面積1,164.72平方メートルの建物及び屋外附帯物、外構の解体を行うものであります。工期につきましては、令和7年12月12日までとするものであります。

次に、議案第36号 小野町役場新庁舎敷地造成工事請負契約の締結についてであります。本案は、小野町役場新庁舎敷地造成工事につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により町内業者8社を指名し、5月28日に入札を執行した結果、1億6,555万円で、小野町大字小野新町字品ノ木126番地2、株式会社石覚組が落札したものであります。

工事の概要につきましては、施工面積が9,899.56平方メートルで、敷地造成に係る不良土撤去、盛土工、下層路盤工、上層路盤工を行うものであります。工期につきましては、令和8年3月13日までとするものであります。

以上、議案第33号から議案第36号までの契約締結案件4件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては担当課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

◎議案第33号～議案第36号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第33号 美売・坪毛線道路新設工事（1工区）請負契約の締結についてから議案第36号 小野町役場新庁舎敷地造成工事請負契約の締結についてまでの4議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第36号までの4議案について質疑を終わります。

議案に対する討論を行います。

議案第33号から議案第36号までを討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第36号までの討論を終わります。

議案の採決を行います。

議案第33号 美売・坪毛線道路新設工事（1工区）請負契約の締結についてから議案第36号 小野町役場新庁舎敷地造成工事請負契約の締結についてまでの4議案について、お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第36号までについては原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第10、議案第37号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第37号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第37号、補正予算案件1案件につきましてご説明いたします。

議案第37号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に5,847万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億2,847万4,000円とするものであります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、国庫支出金において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額し、県支出金において福島県ICT推進市町村支援事業費補助金を計上、諸収入においてコミュニティ助成事業補助金を計上、繰入金において財政調整基金繰入金により収支調整を行ったものであります。

続きまして、歳出につきましては、総務費においてNHK放送受信料未契約分を増額、AI議事録用マイクシステム購入費及び定額減税補足給付金を計上、民生費において児童館屋外遊具修繕量を計上、衛生費において令和6年度環境保全積立金及び廃棄物処理共同事業負担金を増額、消防費において消防協会田村支部幹部大会バス借り上げ料を増額、地域防災組織育成事業備品購入費を計上、教育費においてNHK放送受信料未契約分を増額、小野小学校石油地下貯蔵タンク自動制御装置購入費及びB&G海洋センタートレーニングルーム用運動器具購入費を計上するものであります。

以上、議案第37号補正予算案件1件につきましてご説明申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算でありますので、細部につきましては担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

◎議案第37号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第37号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第37号について質疑を終わります。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第11、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第12、請願・陳情の委員会付託を行います。

陳情第1号から陳情第5号までの5件の陳情につきましては、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託いたします。

なお、陳情書の写しは、お手元に配付のとおりであります。

◎報告第1号～報告第3号の報告

○議長（田村弘文君） 日程第13、報告第1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてから日程第15、報告第3号 令和6年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、報告第1号から報告第3号までの報告案件3件につきましてご報告いたします。

初めに、報告第1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行されたことに伴い、同日から施行が必要な部分について、小野町税条例の所要の改正をするため、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

主な改正内容といたしましては、軽自動車税について、1つ目に、原動機付自転車のうち2輪のもので総排気量が125cc以下かつ最高出力が4キロワット以下のものを新たに追加し、軽自動車種別割の税額を年2,000円としく、関連する規定を整備したものであります。

次に、身体障害者等に対する種別割の減免申請におけるマイナ免許証の取扱いについて、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、免許情報記録個人番号カードのみを保有すること、マイナ免許証と運転免許証の双方を保有すること、従来の運転免許証のみを保有することのいずれかを本人が選択することが可能となったことから、軽自動車税の種別割の身体障害者等に対する減免の申請の際に、運転免許証に代えてマイナ免許

証を提示する者は、申請書の記載事項について、運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限の代わりに、マイナ免許証に記録された免許情報記録の番号、運転免許の年月日及び免許情報記録の有効期限を確認するため、関連する規定を整備したものであります。

そのほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び地方税法等の改正による条項のずれの整備等、必要な規定の改正を行ったものであり、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、報告第2号 令和6年度小野町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。本報告案件は、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和6年度小野町一般会計予算に計上している継続費について、繰越計算書を調整しましたので、報告するものであります。

継続費を設定している事業は新庁舎整備事業であり、継続費総額が1億2,500万円で、令和6年度に計上している予算4,130万円のうち3,597万円を支出したことから、残額であります533万円を令和7年度に繰り越すもので、繰越額の財源につきましては全額一般財源となるものであります。

次に、報告第3号 令和6年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。本報告案件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度小野町一般会計予算において、翌年度に繰り越しして使用できることとした繰越明許費について繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

繰越した事業は、自治体情報システム標準化・共通化事業などの4事業であり、事業費総額は2億4,521万5,000円で、うち令和7年度に繰越した総額は1億6,063万4,000円であります。繰越額の財源内訳につきましては、未収入分の国庫支出金が7,405万3,000円、県支出金が2,216万2,000円、地方債が1,120万円、その他雑入が899万8,000円、一般財源が4,422万1,000円であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午前10時50分

開議 午前10時04分

◎開議の宣告

- 議長（田村弘文君） ただいまから令和7年小野町議会定例会6月会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
8番 竹川里志議員
9番 宗像芳男議員
を指名します。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（田村弘文君） 日程第2、定例会6月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
8番、竹川里志議会運営委員長。

[議会運営委員会委員長 竹川里志君登壇]

- 議会運営委員会委員長（竹川里志君） 去る6月3日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和7年小野町議会定例会6月会議の会議日程については、6月11日から6月16日までの6日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第37号については起立採決とし、議案第31号から議案第36号までについては簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第33号から議案第36号については、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

次に、一般質問につきましては、12日、13日の午後6時から2日間にわたり、通告の順序により、12日に4名、13日に3名の計7名が行います。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第1号から陳情第2号まで及び陳情第4号から陳情第5号までについては、総務文教常任委員会に付託し、審査することとし、陳情第3号については、厚生産業常任委員会に付託し、審査することと決定いたしました。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会6月会議の日程は、本日から6月16日までの6日間を目的に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第37号については起立採決とし、議案第31号から議案第36号までの6議案については簡易採決により行うことといたします。

なお、議案第33号から議案第36号については、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

次に、一般質問については、12日、13日の午後6時より2日間にわたり、通告の順序により、12日に4名、13日に3名の計7名の議員が一般質問を行います。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第1号から陳情第2号まで及び陳情第4号から陳情第5号については、総務文教常任委員会に付託し、審査することとし、陳情第3号については、厚生産業常任委員会に付託し、審査することと決定いたしました。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いします。

定例会6月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した請願・陳情は5件であります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第31号～議案第32号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第31号 小野町税条例の一部を改正する条例についてから日程第5、議案第32号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで、2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第31号～議案第32号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） おはようございます。

令和7年小野町議会定例会6月会議が開催されるに当たり、議員の皆様には、時節柄何かとご多用の中、ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます案件は、条例改正案件2件、契約締結案件4件、補正予算案件1件並びに報告案件3件を合わせた10案件となっております。

以下、その概要につきましてご説明申し上げますが、それに先立ちまして、町政執行に係る所信の一端を申し述べさせていただきます。

初めに、小野町70周年記念事業につきましては、11月23日の記念式典・講演会開催に向けて準備を行っているところであります。

年間を通して開催する記念事業としましては、町民の皆様の健康保持・増進を図るため、楽しくウォーキングに取り組んでいただけるよう、スマートフォンのアプリを活用したデジタル健康ポイント事業を今月から開始したところであります。事業としては、町が設定した目標歩数を達成された方や町が主催する健康づくり事業等に参加された方に、アプリ内でポイントを付与し、ポイントを集めた方に商品券等を配付することとしております。

また、今月14日には、陸上自衛隊第6音楽隊演奏会を開催し、演奏を広く町民の皆様に鑑賞していただき、音楽のすばらしさを感じていただきたいと思います。

次に、役場新庁舎建設の進捗状況につきましては、昨年度に引き続き、建築基本・実施設計委託業務を実施しており、受注している福島県建築設計協同組合において、現在、機能性や経済性等に配慮した建物の構造や

平面計画についての素案を作成しているところであります。今月末には、新庁舎における窓口や町民ホールなどの共用部分の活用方法についてのワークショップを行う予定であり、引き続き町民の皆様へ広報等による周知を図りながら、ご意見をお聞きする機会を設けながら、事業を進めてまいります。

なお、新庁舎建設に向けて、敷地造成や小野町交流・定住支援館の解体、周辺道路整備工事を行う予定としており、契約に係る議案につきましては、本定例会に上程させていただいているところであります。

次に、町政懇談会につきましては、先月の21日より各行政区において開催しているところであり、新庁舎整備計画の概要や地域づくり協議会などの設立の必要性などについて説明を行い、出席者の方々から様々なご意見をいただいているところであり、今後の町政運営に役立ててまいりたいと考えております。

次に、デジタル推進事業についてであります。パソコンやスマートフォンの使い方などデジタル技術に関する幅広い相談に対応するため、デジタル相談窓口を今月から開設したところであります。事前予約制で、毎週火曜日と金曜日に相談を受け付けることとしております。

次に、防災対策事業についてであります。先進的な防災への取組を支援する新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定を受けて、非常時の避難所等における生活環境改善のために必要となる簡易パーテーションやベッドなどの消耗品のほか、移動式冷風機や非常時に電源設備として利用可能な電気自動車の購入を予定しており、入札に向けた準備を行っているところであります。

次に、児童館キラッと☆おのの運営状況についてであります。4月7日から受入れを行っている放課後児童クラブの利用者が延べ2,110人、一時預かりが延べ43人で、一般来館者数は6月7日現在で、子供512人、大人256人の合計768人となっているところであります。また、今月から月1回であります。社会福祉協議会との共催により、こども食堂を実施する予定であります。

次に、商工関係事業についてであります。地域における個人消費の喚起、消費者の生活支援と消費購買力の高揚、更に、物価高騰の影響を受けている町内事業者の売上げ向上を図るため、8月にプレミアム率を30%とした小桜ちゃんプレミアム付商品券の販売を予定しております。より多くの方々が入力できるよう、また販売日当日の混雑緩和のため、事前申込通知を送付し、購入希望数の取りまとめを行うこととしております。申込数が販売冊数の7,000冊を超えた場合は、購入希望冊数が多い申込者に対し調整を行った上で、全申込者の購入引換え券を郵送することとしております。

次に、農業関係でございますが、水稻につきましては、天候にも恵まれ、無事に田植が行われ、安堵しているところであります。昨年に比べ、水稻全体で作付面積は減少したものの、主食用の作付面積は5.9%増加していることから、水稻病虫害防除への助成などを行い、秋の収穫まで各種支援を進めてまいります。また、米価高騰対策につきましては、国の政策などを注視しながら、適切に対応していく考えであります。

次に、沖縄県石垣市との交流についてであります。昨年度に引き続き、今月28日に、小野町活性団の主催により、八重山祭 i n 小野町が開催されることになっております。町としては、イベントの後援を行うとともに、民間レベルでの交流が促進されるよう支援しているところであります。

なお、同日、石垣市の特産品であるパイナップルやマンゴーの販売を予定しており、イベントに向けて準備を進めているとお聞きしております。

次に、空き家対策総合支援事業についてであります。空き家対策を総合的かつ計画的に実施するため、7

月頃の設置を目指して、空き家対策協議会の組織づくりに取り組んでいるところであります。また、空き家の解体や改修に要する費用の一部を補助する事業も予定しているところであります。

次に、多文化共生のまちづくりについてであります。地域おこし協力隊員が講師となり、今年29日にベトナム料理教室を開催するほか、今月から、地域日本語教室と、地域に住む在住外国人を対象にした何でも話ができるカフェを交互に開催することとしております。今後は、毎週土曜日に、在住外国人へ向けた様々な事業を実施していく考えであり、地域の方々にも積極的にご参加いただけるよう努めてまいります。

以上、今年度の主要な事業等の状況をご報告いたします。

今後も、小野町総合計画で掲げる将来像の実現に向けて、様々な政策を展開し、町民の皆様と共に変化に合わせた持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続き議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会6月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明いたします。

議案第31号から議案第32号までの条例の一部改正案件2案件につきましてご説明いたします。

初めに、議案第31号 小野町税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法等の一部改正により、町税に係る関係規定の整備等を行うため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、1つ目に、税の賦課・還付に係る書類の公示送達について、これまで町掲示板にて行っていましたが、公示事項をインターネットで閲覧できる状態にさせ、あわせて、公示事項を記載された書面を町掲示板にて掲示または町の事務所に設置したパソコン等の電子計算機の映像にて閲覧して行うことができるよう、規定を整備するものであります。

2つ目に、町民税の特定親族特別控除制度が創設され、令和8年度分の個人住民税から適用されるため、個人住民税の申告に係る規定を整備するものであります。

3つ目に、地方たばこ税において、葉たばこの含有量の少ない加熱式たばこと紙巻きたばことの税負担差を解消するため、加熱式たばこの税負担を紙巻きたばこと同水準に調整するため、規定を整備するものであります。

この条例につきましては、令和8年1月1日から施行するものであります。ただし、新条例附則第16条の2の2及び附則第4条の規定については令和8年4月1日、第18条及び第18条の3の改正規定並びに附則第2条の規定については、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行日とするものであります。

次に、議案第32号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和7年度の税制改正の大綱を受け、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、同様の措置を講じるものであります。

この条例については、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第31号から議案第32号までの条例の一部改正案件2案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第31号～議案第32号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第31号 小野町税条例の一部を改正する条例についてから議案第32号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの2議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第31号から議案第32号までの2議案について質疑を終わります。

◎議案第33号～議案第36号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第6、議案第33号 美売・坪毛線道路新設工事（1工区）請負契約の締結についてから日程第9、議案第36号 小野町役場新庁舎敷地造成工事請負契約の締結についてまでの4議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第33号～議案第36号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第33号から議案第36号までの契約締結案件4案件につきましてご説明いたします。

初めに、議案第33号 美売・坪毛線道路新設工事（1工区）請負契約の締結についてであります。本案は、美売・坪毛線道路新設工事（1工区）につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により町内業者8社を指名し、5月28日に入札を執行した結果、1億2,925万円で、小野町大字小野新町字品ノ木

98番地、株式会社高橋建設が落札したものであります。

なお、本案及びこれからご説明いたします議案第34号から議案第36号までにつきましては、予定価格が5,000万円以上であることから、契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、施工延長374.9メートル、施工幅員7メートルで、道路施工に係る掘削工、植生工、U型側溝布設、下層路盤工を行うものであり、施工場所については、小野新町字美売地内ほかであります。工期につきましては、令和8年3月13日までとするものであります。

次に、議案第34号 美売・坪毛線道路新設工事（2工区）請負契約の締結についてであります。本案は、美売・坪毛線道路新設工事（2工区）につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により町内業者8社を指名し、5月28日に入札を執行した結果、6,930万円で、小野町大字小野新町字宿ノ後15番地、株式会社吉田土建が落札したものであります。

工事の概要につきましては、施工延長は、1か所目が国道交差部で200メートル、2か所目が歩道整備部で30メートル、道路施工に係る路面切削工、オーバーレイ工、薄層カラー舗装工、歩道舗装工を行うものであり、施工場所については、小戸神字坪毛地内ほかであります。工期につきましては、令和7年12月12日までとするものであります。

次に、議案第35号 小野町交流・定住支援館解体工事請負契約の締結についてであります。本案は、小野町交流・定住支援館解体工事につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により町内業者6社を指名し、5月28日に入札を執行した結果、7,238万円で、小野町大字小野新町字団子田74番地1、飯岡工業株式会社が落札したものであります。

工事の概要につきましては、RC造4階建て、延べ床面積1,164.72平方メートルの建物及び屋外附帯物、外構の解体を行うものであります。工期につきましては、令和7年12月12日までとするものであります。

次に、議案第36号 小野町役場新庁舎敷地造成工事請負契約の締結についてであります。本案は、小野町役場新庁舎敷地造成工事につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により町内業者8社を指名し、5月28日に入札を執行した結果、1億6,555万円で、小野町大字小野新町字品ノ木126番地2、株式会社石覚組が落札したものであります。

工事の概要につきましては、施工面積が9,899.56平方メートルで、敷地造成に係る不良土撤去、盛土工、下層路盤工、上層路盤工を行うものであります。工期につきましては、令和8年3月13日までとするものであります。

以上、議案第33号から議案第36号までの契約締結案件4件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては担当課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

◎議案第33号～議案第36号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第33号 美売・坪毛線道路新設工事（1工区）請負契約の締結についてから議案第36号 小野町役場新庁舎敷地造成工事請負契約の締結についてまでの4議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第36号までの4議案について質疑を終わります。

議案に対する討論を行います。

議案第33号から議案第36号までを討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第36号までの討論を終わります。

議案の採決を行います。

議案第33号 美売・坪毛線道路新設工事（1工区）請負契約の締結についてから議案第36号 小野町役場新庁舎敷地造成工事請負契約の締結についてまでの4議案について、お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第36号までについては原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第10、議案第37号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第37号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第37号、補正予算案件1案件につきましてご説明いたします。

議案第37号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に5,847万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億2,847万4,000円とするものであります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、国庫支出金において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額し、県支出金において福島県ICT推進市町村支援事業費補助金を計上、諸収入においてコミュニティ助成事業補助金を計上、繰入金において財政調整基金繰入金により収支調整を行ったものであります。

続きまして、歳出につきましては、総務費においてNHK放送受信料未契約分を増額、AI議事録用マイクシステム購入費及び定額減税補足給付金を計上、民生費において児童館屋外遊具修繕量を計上、衛生費において令和6年度環境保全積立金及び廃棄物処理共同事業負担金を増額、消防費において消防協会田村支部幹部大会バス借り上げ料を増額、地域防災組織育成事業備品購入費を計上、教育費においてNHK放送受信料未契約分を増額、小野小学校石油地下貯蔵タンク自動制御装置購入費及びB&G海洋センタートレーニングルーム用運動器具購入費を計上するものであります。

以上、議案第37号補正予算案件1件につきましてご説明申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算でありますので、細部につきましては担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第37号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第37号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第37号について質疑を終わります。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第11、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第12、請願・陳情の委員会付託を行います。

陳情第1号から陳情第5号までの5件の陳情につきましては、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託いたします。

なお、陳情書の写しは、お手元に配付のとおりであります。

◎報告第1号～報告第3号の報告

○議長（田村弘文君） 日程第13、報告第1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてから日程第15、報告第3号 令和6年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、報告第1号から報告第3号までの報告案件3件につきましてご報告いたします。

初めに、報告第1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行されたことに伴い、同日から施行が必要な部分について、小野町税条例の所要の改正をするため、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

主な改正内容といたしましては、軽自動車税について、1つ目に、原動機付自転車のうち2輪のもので総排気量が125cc以下かつ最高出力が4キロワット以下のものを新たに追加し、軽自動車種別割の税額を年2,000円としく、関連する規定を整備したものであります。

次に、身体障害者等に対する種別割の減免申請におけるマイナ免許証の取扱いについて、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、免許情報記録個人番号カードのみを保有すること、マイナ免許証と運転免許証の双方を保有すること、従来の運転免許証のみを保有することのいずれかを本人が選択することが可能となったことから、軽自動車税の種別割の身体障害者等に対する減免の申請の際に、運転免許証に代えてマイナ免許

証を提示する者は、申請書の記載事項について、運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限の代わりに、マイナ免許証に記録された免許情報記録の番号、運転免許の年月日及び免許情報記録の有効期限を確認するため、関連する規定を整備したものであります。

そのほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び地方税法等の改正による条項のずれの整備等、必要な規定の改正を行ったものであり、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、報告第2号 令和6年度小野町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。本報告案件は、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和6年度小野町一般会計予算に計上している継続費について、繰越計算書を調整しましたので、報告するものであります。

継続費を設定している事業は新庁舎整備事業であり、継続費総額が1億2,500万円で、令和6年度に計上している予算4,130万円のうち3,597万円を支出したことから、残額であります533万円を令和7年度に繰り越すもので、繰越額の財源につきましては全額一般財源となるものであります。

次に、報告第3号 令和6年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。本報告案件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度小野町一般会計予算において、翌年度に繰り越しして使用できることとした繰越明許費について繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

繰越した事業は、自治体情報システム標準化・共通化事業などの4事業であり、事業費総額は2億4,521万5,000円で、うち令和7年度に繰越した総額は1億6,063万4,000円であります。繰越額の財源内訳につきましては、未収入分の国庫支出金が7,405万3,000円、県支出金が2,216万2,000円、地方債が1,120万円、その他雑入が899万8,000円、一般財源が4,422万1,000円であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午前10時50分